

2020年3月2日

2020年3月24日改訂

2020年3月27日改訂

2020年4月1日改訂

2020年4月7日改訂

2020年4月8日改訂

溶接管理技術者 関連イベント

参加者各位

一般社団法人日本溶接協会  
溶接管理技術者 事務局

## 新型コロナウイルスに関する対応について (第6報)

現在発生している新型コロナウイルス感染症が政府により指定感染症として定められ、大人数が集まるイベント等については、参加者および主催者に十分な注意と対策が求められています。

当協会 溶接管理技術者事業においては、2月から受付を開始した『溶接管理技術者のための研修会』、今後ご案内をする『溶接管理技術者 再認証審査』および『溶接管理技術者 評価試験』といったイベントに毎回、多くの皆様がご参加いただいております。

当協会においても新型コロナウイルス感染症への対応を随時検討しておりますが、4月1日からの大阪会場、4月8日からと4月20日からの亀戸会場、4月14日からの東京会場・名古屋会場・大阪会場、4月18日からの特別級応用編の実施が困難な状況となりましたことから、中止とさせて頂くこととなりました。直前の対応となりましたこと、お詫び申し上げます。受講者の皆様には今後のお手続きについてのご案内を受講票と同じ宛先へ郵送させて頂いておりますので、ご確認を頂ければと存じます。

なお、その他の研修会につきまして、現業への影響が大きく、実施へ強いご要望を頂いていることもあり、予定どおりに開催できるよう、対策を行い、準備を進めておりますので、皆様には以下をご確認の上、ご参加頂ければと存じます。但し、政府や自治体からの要請により、直前でも中止にせざるをえない場合もございます。その場合には当協会ホームページにてご連絡をさせていただきます。

- 各イベント参加の際には毎身体調を確認し、マスクの着用、手洗い、うがい、咳エチケットの励行等の感染防止対策を各自で行っていただきますようご協力願います。
- 2020年4月で実施する研修会においては、受講者同士の距離をとるため、座席を一部指定させていただきます。また、毎日、健康管理に関する確認を書面(別紙1)にて行わせていただきます。お手数をお掛け致しますが、ご協力願います(当日配布しますのでご持参は不要でございます)。
- イベント開催中はマスクを着用できます。再認証審査および評価試験における本人確認のための写真照合の際には、試験監督者からの指示でマスクを一旦取り外していただきます。
- 研修会講師、再認証評価員、試験監督者、担当事務局は会場でマスクを着用する場合があります。
- 各イベント会場で手指消毒液が設置される予定です。必要に応じて使用してください。
- 感染症が疑われる風邪の症状や発熱、強いだるさや息苦しさ、呼吸困難がある場合には、イベント前およびイベント期間中でも無理をせず、参加を中止してください。
- 2020年度の各イベントにおいては、申請後に新型コロナウイルス感染症への対応により参加をキャンセルする場合、費用は手数料を引かずに全額返金します。また、サーベイランス審査および再認証受審における遅延対応を行います。(別紙2参照)手続きの詳細は下記までお問合せ願います。

以上

別紙1 変更なし

溶接管理技術者向け研修会 受講者体調確認書		受講日	2020年4月 日
受講番号		氏名	
<ul style="list-style-type: none"><li>・感染が拡大している海外や国内でクラスターが確認されている地域への立ち入りはありません。また、感染者との濃厚接触はありません。</li><li>・発熱などの風邪の症状はなく、体調不良の兆候もありません。</li><li>・受講期間中、手洗い・うがいにつとめ、マスクの着用等の咳エチケットを履行し、感染防止に協力します。体調が悪化した場合には、速やかに事務局へ申し出を行います。</li></ul>			

★ 上記書類を研修会当日、配布させていただきますのでご持参は不要でございます。受講者の皆様には受講当日の体温など、体調に問題ないことをご確認頂き、受講頂きますようお願い申し上げます。

## 新型コロナウイルス感染症に関する対応について

### 1. 研修会

- 研修会受講申請後、新型コロナウイルス感染症への対応により、受講をキャンセルする場合、受講料は手数料を引かず、全額返金します（通常は開講日5日前までの申請で手数料1,000円を差し引いて返金し、以降は返金していません）。
- 新型コロナウイルス感染症への対応により、研修会受講途中に受講を中止する場合、前期（4月）はキャンセルまたは日程変更を、後期（8～9月）はキャンセルまたは同期間内での日程変更を受け付けます。いずれも参加日数に関わらず、所定の日数の再受講となります。

### 2. 評価試験

- 評価試験申請後、新型コロナウイルス感染症への対応により、受験をキャンセルする場合、受験料は手数料を引かず、全額返金します（通常は申請締切日時までの申請で手数料1,000円を差し引いて返金し、以降は返金していません）。
- 新型コロナウイルス感染症への対応により、評価試験の受験ができなかった場合でも、研修会の修了証書の有効期限（発行日から2年）は延長されません。また、筆記試験合格後の口述試験の受験ができなかった場合、追試は行いません。万全の体調で試験に臨めるよう、感染予防・健康管理に十分ご留意願います。

### 3. サーベイランス審査

- 新型コロナウイルス感染症への対応により、サーベイランス審査の申請ができなかった場合、申請締切日以降の手続きを受け付けます。適格性証明書の有効年月日は手続きが遅延した場合でも通常の手続きで発行される新しい有効年月日と同じとなります（有効期間は延長されません）。

### 4. 再認証審査

- 再認証審査申請後、新型コロナウイルス感染症への対応により、再認証審査のキャンセルおよび受審日程の変更をお受けします。受審をキャンセルする場合、受審料は手数料を引かず、全額返金します（通常は申請書の受付後の申請で手数料1,000円を差し引いて返金し、申請締切日以降は返金していません）。受審日程の変更の場合、希望の会場の定員に余裕がない場合は変更できない可能性があります。
- 新型コロナウイルス感染症への対応により、再認証審査の申請ができなかった場合、申請締切日以降の手続きを受け付けます。但し、受審のタイミングにより遅延となった場合も、適格性証明書の有効年月日は通常の手続きで発行される新しい有効年月日と同じとなります。（有効期間は延長されません）

【参考：厚生労働省の電話相談窓口】（2020.2.19時点）

T E L：0120-565653（受付時間：9:00～21:00、土日・祝日も実施）

【参考：都道府県・保健所等による電話相談窓口の紹介】（2月17日時点）

[https://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona\\_news.html](https://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona_news.html)（首相官邸HP）